

令和元年度第7回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

16番	草刈	章博	17番	平尾	晴次
18番	西沖	和己			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用報告書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時02分)

事務局長

ただ今から、令和元年度第7回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。智頭町におきましても農作業が、特に智頭町区域においては水稻が主作物であるという関係もあり、その農作業が大体終わりがけたかなあという感じを致しておりますけれども、先日の新聞等々を見ておりますと、29年度の米の状況について若干触れてみたいと思っております。

農水省が米の生産調整の2年目となる、本年2年目ですけれども、2019年度産の作付け、これは9月15日現在ですけれども、発表がありました。その中で、食用の作付面積は137万9千ヘクタールで、前年比より7千ヘクタール減っておるとというのが実態であります。作況の結果、見込生産量は736万9千トンで、前年比4万2千トン増えておるとことでございまして、国が示す適正生産量を上回ったということであります。来年6月の民間の在庫量は199万トンということになるようでございまして、農水省は適正水準の範囲内ではなかろうかなということでございますけれども、今後の結果が出てくれば、若干の変更があるのではなかろうかなということでもあります。特に鳥取県の作付面積は12,600ヘクタール。その内、前年比を見ますと、約100ヘクタール減っておるのが現状であります。それで、作況指数を見ますと100だと。全国を見ていきますと、佐賀県が最も悪く93。沖縄が94。それ以外で100を下がるどころが、大体九州・四国、中国地方あたりがなっております。一番作況指数が高いのは、東北・北海道が105まで上がっておるとことでございますから、この近年の異常気象といえますか、温暖化の影響が、この水稻作付けにも非常に大きく影響しておるではなかろうかなという感であります。

また、もう一点申し上げますと、今後の農業に与える高齢者の現状についてということで、これも先だっの新聞等々をずっと読んでみますと、日本の総人口は1億2615万人だといわれておりますけれども、65歳以上の高齢者が約3586万人だと。その内男性が1559万人、女性が2027万人だということでもあります。総人口の割合から見ますと28.4パーセントが65歳以上であるということで、昨年よりも32万人多いのだと。そこで2025年にはどのくらいになるのだろうかという、約30パーセントの方が65歳以上。2040年には35.3パーセントになるという予想だと。このように高齢化が次々と進んで行きますと、あに凶らずや、智頭町の農業委員会といいますか、智頭町の農業、あるいは全国の農業を支えておる農家というものは、高齢化、定年退職後の方がそれぞれ担ってきておられる

<p>議長(会長)</p>	<p>ということでございますので、その点におきましても今後の農業の担い手というものについての課題が残ってくるのではなかろうかなというふうに思っております。</p> <p>それから、皆さんが農地、あるいは農道、あるいは水路等々においての、長年基盤整備をされた後においては、改修あるいは補修等々が生まれてこようかと思えます。その中で、多面的機能支払交付金、この点が今後の取り組みとしては必要ではなかろうかなというふうに思っておりますけれども、農水省においても農山漁村の活性化を図って行くんだということで位置づけられて、多面的機能支払交付金ということで、農業に加え、個々の受益者、これは農家だけではございません、地域住民の方と一体となって全体で水路であるとか農道などの地域資源の保全管理活動を行って行くんだという交付金であります。日本型の直接支払交付金として2014年に拡充されたものでございますけれども、近年、農家の方、住民の方が高齢化してきたということで、この取り組みも、途中までやってきたが後が続かないという状況が、全国的に発生しておるといようなことであります。この中には、農地の維持支払と資質向上支払の二本立てのものが一本化されて多面的機能支払交付金という形になってきておるわけでございますけれども、全国的に見ますと、1434市町村のうちの28,348組織がやっておられるということで、この状況を見ましても、やはり年々減少傾向というか、取り組みが難しくなってきたという状況であります。特に山地においては中山間地の直接支払金。この支払いについて、農水省の2018年度の支払面積が66万4千ヘクタール。その内、14年度に過去最大の18万7千ヘクタールであったけれども、やはりこれも高齢化等々によって、中山間地の取り組みが難しくなってきたと。これについては、今までは5年ごとのスパンで、その間に違反があれば全額返納だといようなことできたわけですが、来年度からの中山間地の直接支払については緩和をして、そういうこともある程度なくした中での取り組みをやって行こうではないかというふうな方向で、新聞等々を見ておりますと国は方向性を示してきておるようでございますので、皆さん方も、各地域における関係する課題・問題点を見て、地域の実態を踏まえた中での取り組み対応をお願い申し上げたいと思っております。</p> <p>なお、毎回の農業委員会総会で農業委員会憲章をご唱和頂いております中で、最後の項目に情報関係についてうたっております。全国農業新聞の新規契約について皆さんにお願いをしておりますけれども、あまり頑張って頂いておりません。今月いっぱいには必ず1部増部できるよう、それぞれ地域の方にひとつご協力いただきお願いした中で、最低1部以上の増部対策を図っていただくということをお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員で</p>
---------------	---

<p>議長(会長)</p>	<p>すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしということですので、それでは、3番 春摘要委員、4番 小川啓介委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の1ページで説明させていただきます。</p> <p>番号1番です。申請地ですが、坂原字中河原730番1、地目は田んぼで、943㎡と、二筆目が中田字下河原603番1、田んぼ、708㎡、合わせて1,651㎡です。権利の種別は3条の無償移転、贈与でございます。譲渡人が坂原184番地の●●●●さん、●●さん、●●●さんの共有持分でございます。譲受人は同じく坂原184番地の●●●●さんということで、●●さん名義のもの、●●●さん名義のものを●●さんに贈与するものでございます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクターを保有し、田植機、コンバインは集落内で共同利用をしており、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は20アールであり、60アール以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所でございますが、申請位置図をごらんください。1ページに位置図を示しております。主要地方道津山智頭八東線沿いの農地、2筆でございます。3ページに今年の現況写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番の藤原康生委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>現場に行って現地を確認しました。このように毎年作っており、今はアフリカ米を作っているところになります。●●さんの方と話をしまして、先ほど事務局の説明にあったとおりで間違いのないことを確認しました。特に問題</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>はないようです。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について、農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。議案書の2ページをごらんください。</p> <p>1番です。申請地が横田字谷口131番、田んぼで、面積が750㎡の内66㎡です。権利は使用貸借権です。貸付人が、横田130番地の●●●●さん。借受人が、同じく横田130番地の●●●●さんです。転用目的としては、擁壁としておりますけれども、転用理由ですが、今家を新築されるにあたりまして、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく擁壁設置を設置することが求められておりまして、いわゆるレッドゾーンに入っておるということで、擁壁を設置しないといけないということでの申請でございます。</p> <p>審査基準の項目について当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>事業計画はすみやかに実行されるものと見込まれ、規模についても妥当と判断しました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、隣接は自己所有ですので問題ありません。</p> <p>場所でございますが、4ページに位置図を付けております。横田集落内の</p>

	<p>農地でございまして、真ん中辺りに黄色く示したところが申請地の田んぼ全てで、その中の赤く塗りつぶしている部分が今回の転用箇所でございます。5ページの公図もそのように表示しております。6ページには転用事業計画書を付けております。7ページ、8ページには被害防除計画書。9ページには利用計画を付けてございまして、赤く示したところが今回の転用箇所でございます。ここが66㎡となります。10ページにはどのようなものかということで、擁壁の断面図等を付けております。かなり土の中、1メートル60センチぐらい入れて、表面から出るところは1メートル20センチということです。これはレッドゾーンに家を建てる場合には、このくらいの擁壁がないと県の許可が下りないということで、このようなものになっております。11ページが現況の写真となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
1 番	<p>現地確認の結果を報告いたします。9月29日の早朝に電話連絡し、自宅にうかがいました。そうしましたところ、本宅、住居のほうは半分程度解体されておりました。その裏が申請地です。ここ横田地区はちょうど谷から出てきた扇状地帯で、災害区域のレッドゾーンになっており、ここに家を建てる時はそういう対応をしないといけないということです。事務局が説明したとおり、問題はないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の3ページでございます。 番号1番です。申請地が西谷字皆地148番1、田んぼで130㎡です。所有者が福原55番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「平成元年に倉庫を建て、現在に至る。」ということです。 場所ですが、申請図の12ページに位置図をごらんください。白坪集落内の、主要地方道智頭勝田線沿いの農地でございます。13ページが公図でございます。14ページに現況の写真を付けておりまして、現在はこのようなとなっております。 以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、14番 中澤一博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>14番</p>	<p>西谷の白坪です。所有者は福原の●●●●さんということで、元々農地でしたが、ほとんど何もされていない土地で、事務局の説明のとおり平成元年にそこに倉庫を建てたということだそうです。実質使用されている方は地元の●●●●さんです。これを除外してもらったら、所有移転の話は出来ているそうですので、登記上も尾崎さんに移るそうです。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>番号2番です。申請地が埴師字掘ノ尻り261番、田んぼで62㎡です。所有者が埴師262番地の●●●●●さんで、非農地の事由としましては、「25年以上前に埋め立てし、駐車場及び資材置き場として現在に至る。」ということです。 申請地でございますが、15ページに位置図を示しております。長瀬集落</p>

	<p>内、天木に上がる道沿いの農地でございます。16ページに公図を付けてお りまして、17ページが現況の写真でございます。 以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をお してしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
1 番	<p>現地確認の結果を報告いたします。9月26日と29日の2回にわたって 現地確認をいたしました。26日は、資材を置いておられたので場所がきち っと分からないため、ユンボ等々で資材を移動していただいたということ であります。それで29日に二度目の現地確認をしました。ここは以前、宅地 よりも1メートル程度落ち込んだ農地として、説明のあったとお埋め立 てをやって嵩上げし、宅地の隣接地であることというような状況でもあり、資材 置き場、車置き場でもあり、若干庭木も入っておるかなと見受けられ、現状 では止むを得んだろうと確認しました。 以上です</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの 説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり決定 することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定いたしまし た。 次に番号3について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>申請地が芦津字中河原478番7、田んぼで14㎡です。所有者が鳥取市湖山 町の●●●●●さんです。非農地の事由としては、「平成8年に下水管設置 工事を行うにあたり、水路の付け替えが必要となり、現在に至る。」とい うことです。 場所ですが、位置図の18ページからになります。芦津集落の農地でご ざいます。19ページに公図を付けております。20ページには現況の写 真を付けておりました、赤く囲っておりますところが申請地となります。 以上でございます。</p>

議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>報告します。10月6日に隣接の土地の所有者、●●●●さんに立ち会ってもらいまして、現地を確認しました。元々あった水路に下水管を埋めたということで、それで水路の付け替えが必要になったということです。以前の利用状況調査でもこれは確認しておりまして、地籍調査も終わったので、申請になったことのようにです。</p> <p>以上です</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の4ページ、5ページになります。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用でございます。計5件ございます。それぞれ、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時30分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和元年10月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 春 摘 要

智頭町農業委員会委員 小 川 啓 介